

総財務第108号
平成21年4月1日

各都道府県総務部長 殿
(財政担当課及び市区町村担当課)
各指定都市財政局長 殿

総務省自治財政局財務調査課長

財政再生計画の策定等に当たっての留意事項について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）は、平成21年4月1日から全面的に施行され、法の規定に基づき、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならないこととなります。

ついては、財政再生計画の策定に当たっての留意事項を次のとおり定めたので通知します。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村にも周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第一 財政再生計画策定の対象となる地方公共団体等

1 財政再生計画策定の対象となる地方公共団体（法第8条関係）

法に基づき財政再生計画を策定しなければならない地方公共団体は、当該年度の前年度の決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体であること。

ただし、法の規定により既に財政再生計画を定めている場合は、この限りでない。

2 その他（法第8条・法附則第4条関係）

(1) 財政健全化団体が財政再生計画を定めたときは、当該財政健全化団体の財政健全

化計画は、その効力を失うとされていること。

- (2) 平成 21 年 4 月 1 日において現に存する廃止前の地方財政再建促進特別措置法(昭和 30 年法律第 195 号。以下「旧再建法」という。)第 22 条第 2 項の規定によりその例によることとされた旧再建法第 2 条第 1 項に規定する財政再建計画については、当該財政再建計画に係る地方公共団体が法第 8 条の規定により財政再生計画を定めるまでの間は、なお従前の例によることとされていること。

第二 財政再生計画の策定手続等

1 財政再生計画の策定期限（法第 8 条関係）

財政再生計画は当該年度の末日までに策定することとされていること。

2 財政再生計画の策定手続（法第 9 条関係）

財政再生計画を策定することになる場合は、以下のような手続を経る必要があり、年度内に財政再生計画を策定するためには、各手続の進行管理に十分注意すること。

- ① 地方公共団体の決算の調製
- ② 健全化判断比率の算定
- ③ 健全化判断比率の監査委員の審査
- ④ 健全化判断比率の議会報告・公表
- ⑤ 個別外部監査の要求等（「第六 個別外部監査契約に基づく監査」参照）
- ⑥ 財政再生計画の議会の議決・公表
- ⑦ 財政再生計画の同意に係る議会の議決及び総務大臣に対する協議

3 財政再生計画の公表及び報告（法第 9 条関係）

地方公共団体が財政再生計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区にあっては、都道府県知事を経由して総務大臣に）報告しなければならないこと。

当該公表は、住民自治による財政の健全化を推進する上で必要なものであり、当該財政再生団体が取り組もうとする財政の再生の基本方針や具体的な方策について、分かりやすく公表するよう努める必要があること。

4 財政再生計画の実施状況の報告及び公表等（法第 18 条関係）

財政再生団体の長は、毎年 9 月 30 日までに、前年度における決算との関係を明ら

かにした財政再生計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区の長にあっては、都道府県知事を経由して総務大臣に）報告しなければならないこと。

財政再生計画の実施状況の公表は、当該財政再生団体の財政の再生の取組が計画に沿って着実に実施されているかどうか、住民等から不断のチェックを受けることを目的としているものであることから、前年度の決算との関係等について分かりやすく公表するよう努めること。

5 財政再生計画の同意等（法第 10 条・第 11 条関係）

(1) 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあっては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができるとされていること。

(2) 総務大臣が財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準は、「財政再生計画同意基準」（平成 21 年総務省告示第 197 号）に定められており、協議を受けた財政再生計画が、この基準に照らして適当なものであると認められるときは、総務大臣はこれに同意するものであること。

(3) 財政再生計画について、総務大臣の同意を得たときは、当該財政再生団体は、速やかに、その旨を公表しなければならないこと。

(4) 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体が、財政再生計画に係る総務大臣の同意を得ていないときは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）その他の法律の規定にかかわらず、地方債（災害復旧事業費の財源とする場合等を除く。）をもってその歳出の財源とすることができないこと。

6 その他（法第 17 条関係）

(1) 財政再生計画の策定又は変更に関連して予算の調製、条例等の制定改廃等が必要となる場合には、当該計画が速やかに実効性あるものとなるよう、財政再生計画の策定又は変更に関する議会の議決と同時に、これらの手続を行うことが適当であること。

(2) 地方公共団体の議会の議決が次に掲げる場合に該当するときは、当該地方公共団体の長は、地方自治法第 176 条及び第 177 条の規定によるもののほか、それぞれ当該議決があった日から起算して 10 日以内に、理由を示してこれを再議に付することができること。

① 財政再生計画の策定又は変更に関する議案を否決したとき。

- ② 法第 10 条第 1 項の規定による協議に関する議案を否決したとき。
- ③ 財政再生計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき。

(3) 市町村又は特別区である財政再生団体が法第 9 条第 2 項若しくは第 3 項、第 18 条第 1 項若しくは第 27 条第 4 項の規定により都道府県知事を経由して総務大臣に報告する場合又は法第 10 条第 1 項の規定により都道府県知事を通じて総務大臣に協議する場合において、当該都道府県知事は、当該財政再生団体の財政の運営又は財政再生計画の内容若しくは実施状況について、意見を付するものとされていること。

また、市町村又は特別区が行うこの他の総務大臣に対する報告、協議及び書類の提出は、都道府県知事を経由してしなければならないこと。

第三 財政再生計画の内容等

1 財政再生計画の策定に当たっての基本的な考え方（法第 8 条関係）

- (1) 財政再生計画には、健全化判断比率を計画的に改善するための方策を定めるとともに、事務事業の見直し、組織の合理化等歳出の削減措置及び地方税、使用料等歳入の増収措置等により計画的な財政構造の改善を図り、当該地方公共団体の健全かつ持続的な財政運営を確立するための基礎となるべき方策を定めるものであること。
- (2) 財政の再生を確実に推進するためには、住民等の理解と信頼を得ることが不可欠であり、当該財政再生団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、その基本方針や取組内容を財政再生計画に分かりやすく示すことが必要であること。
- (3) 財政再生計画を定めるに当たっては、再生判断比率が財政再生基準以上となった要因についての客観的かつ的確な分析が前提となること。この分析に当たっては、これまでの監査委員や外部監査人による監査における指摘事項を十分踏まえること。
- (4) 財政再生計画には、財政の再生を図るために必要な最小限度の期間内に、計画目標を達成するための行財政上の措置が盛り込まれることとなるが、これらの措置を定めるに当たっては、当該計画の実行可能性を確保する観点から慎重な検討が行われる必要があること。
- (5) 財政再生計画は、その達成に必要な当該地方公共団体の各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならないこと。各会計における改善措置とそれに応じ

た健全化判断比率の改善を関連付け、当該地方公共団体のどの会計の取組が財政の再生に寄与しているのか明らかにする必要があること。その際、会計間の経費の負担区分についても明らかにしておく必要があること。

- (6) 財政再生計画に基づく取組の結果、期待される財政上の効果額を明らかにすること。

2 他の計画との調整（法第 25 条関係）

経営健全化団体が財政再生計画を定めるに当たっては、当該財政再生計画と当該経営健全化計画との整合性の確保を図らなければならないこと。

また、当該地方公共団体において既に策定されている行財政運営上の計画と財政再生計画が一体となって、財政の再生が図られるよう、計画間の調整を行うこと。

3 財政再生計画の内容（法第 8 条関係）

財政再生計画は、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあってはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを、再生振替特例債を起す場合にあっては当該再生振替特例債の償還を完了することを目標として、次に掲げる事項について定めるものであること。

- ① 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析
- ② 計画期間
- ③ 財政の再生の基本方針
- ④ 法第 8 条第 3 項第 4 号に掲げる計画（以下「歳入増加計画及び歳出削減計画」という。）及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額
- ⑤ 歳入増加計画及び歳出削減計画並びにこれに伴う歳入又は歳出の増減額を含む各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的な計画
- ⑥ 再生振替特例債を起す場合には、当該再生振替特例債の各年度ごとの償還額
- ⑦ 各年度ごとの健全化判断比率の見通し
- ⑧ その他財政の再生に必要な事項

- (1) 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析（法第 8 条第 3 項第 1 号関係）

再生判断比率が財政再生基準以上となった要因を分析し、財政悪化の原因となっ

た会計や事務事業等を特定する必要があること。当該会計や事務事業等について、財政悪化につながった具体的事実関係を明らかにすること。

この分析に当たっては、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行に対する個別外部監査の結果を真摯に踏まえて、検証を行うこと。

なお、財政健全化団体が財政再生計画を定める場合においては、財政健全化計画に基づく財政の早期健全化の取組を実施してもなお再生判断比率が財政再生基準以上となった要因について、特に、意を用いた分析が必要であること。

(2) 計画期間（法第8条第3項第2号関係）

財政再生計画の計画期間は、財政の再生を図るため必要な最小限の期間内とすること。なお、計画期間の長期化によって計画策定時に想定した経済環境等が変化する可能性が高くなることから、可能な限り短期間で計画目標を達成することが重要であること。

(3) 財政の再生の基本方針（法第8条第3項第3号関係）

財政の再生の基本方針には、財政再生計画に基づき実施する行財政上の措置の要綱を簡潔にとりまとめ記載すること。この場合、財政再生計画を策定する以前から取り組まれてきたもの、取組の内容を充実させるもの、新たに取られるもの等の区別を、再生判断比率が財政再生基準以上となった要因と関連付けながら分かりやすく記載することが望ましいものであること。

(4) 歳入増加計画及び歳出削減計画並びにこれに伴う歳入又は歳出の増減額（法第8条第3項第4号関係）

ア 歳入増加計画及び歳出削減計画は、当該計画の実施に伴う歳入又は歳出の増減額を明らかにした上で、財政の再生の基本方針に基づき実施する具体的な措置に関する計画（②及び③については、その実施要領を含む。）を、次に掲げる区分ごとに定めるものであること。

ただし、⑤については、財政の再生のため特に必要と認められる地方公共団体に限られるものであること。

- ① 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出の削減を図るための措置に関する計画
- ② 当該年度以降の年度分の地方税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画
- ③ 当該年度の前年度以前の年度分の地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画
- ④ 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加を図るための

措置に関する計画

- ⑤ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項若しくは第 5 条第 2 項に掲げる普通税について標準税率を超える税率で課し、又は同法第 4 条第 3 項若しくは第 5 条第 3 項の規定による普通税を課することによる地方税の増収計画

イ アに掲げる計画を定めるに当たっては、次のような措置を講ずることを前提として、その検討を行うこと。

① 人件費等

- ・ 支所、出張所その他の施設についてはできる限り統廃合を行なう等行政機構の簡素合理化を図るとともに、事務の集中管理、職員の配置転換等による職員の適正な配置に取り組むこと。
- ・ 類似団体等に比較して職員数の多い団体にあつては、計画的に職員数の削減措置を講ずること。
- ・ 類似団体等に比較して給与単価が高い団体にあつては、計画的にその是正を図ること。なお、給与水準が類似団体等より高く、かつ、財政構造上人件費の比率が類似団体等を上回る団体にあつては、昇給延伸等の措置も考慮すること。
- ・ 初任給基準及び昇給・昇格の基準が国の基準を上回る団体にあつては、その是正を図ること。
- ・ 諸手当については、国の基準の範囲内とするとともに、類似団体等の状況も勘案して、その適正化を図ること。
- ・ 特別職等の報酬については、類似団体等における額の範囲内にとどめるよう措置するものとする。

② 物件費

管理部門に係る物件費は類似団体等の水準以下に節減するものとし、また、行政部門に係るもののうち、特に、施設関係の物件費については、類似団体等の状況等を勘案のうえ、施設の統廃合についても検討を行ない、極力その節減に努めること。

③ 補助金等

その効果の面から全面的に再検討を行ない、不要不急のものについては減額又は削減するものとする。

④ 建設事業費

財政再生計画の期間中に実施を予定している主要事業についてその全体計画の概要を作成し、これに基づいて重点的かつ効率的に事業を執行するものとする。

⑤ 繰出金

一般会計等から他会計に対する繰出金を経常的に計上している場合にあつては、当該会計の合理化を促進することにより適正な繰出金の額を定めるものとする。

⑥ 公債費

実質公債費比率に係る許可団体への移行基準及び早期健全化基準を踏まえ、適切な公債費の管理を行うこと。

⑦ 地方公営企業、地方公社及び第三セクター

現在行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断するとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入を行うなど、地方公営企業、地方公社及び第三セクターの存廃を含めた抜本的改革に取り組むこと。

⑧ 地方税

課税客体、課税標準等の捕そくを強化すること。また、財政の再生のため特に必要と認められる場合は、住民負担の状況及び類似団体等の状況を十分に勘案した上で、普通税に係る税率の見直し又は法定外税の新設等による増収策を検討すること。

⑨ 地方税の徴収率

現年度分、滞納繰越分とも都道府県にあつては全国平均以上、市区町村にあつては類似団体等の平均以上を確保するものとし、災害等の特別の事由により徴収率が著しく悪化している団体にあつても計画期間中のできる限り早い年度に平均以上に引き上げること。

⑩ 使用料及び手数料

類似団体等に比べ料率の低い地方公共団体にあつては、類似団体等以上に料率を見直すものとし、特に施設に係る使用料について原価回収が低い場合には、その見直しを検討すること。

(5) 歳入増加計画及び歳出削減計画並びにこれに伴う歳入又は歳出の増減額を含む各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的な計画（法第8条第3項第5号関係）

歳入増加計画及び歳出削減計画並びにこれに伴う歳入又は歳出の増減額を含む各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的な計画については、以下に掲げる事項に留意し、かつ、(4)の計画の実施に伴う歳入又は歳出の増減額を反映させた上で、「財政再生計画書」（省令第8号様式）の「第5 歳入歳出年次総合計画」の各項目に計数を記載すること。

ア 歳入については、あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定した上で計上することとし、計画策定時において収入することが不確実であるものは計上しないこと。

① 地方税については、課税客体、課税標準等の捕そくの強化、徴収率の向上、滞納整理の促進、法定外税の新設及び税率の見直しによる増収分のみを見込むこととし、自然増収分については、原則として、これを計上しないこと。

② 基準財政需要額は計画策定年度の額を基礎とし、これに明らかに予測される

測定単位の数値の増減を考慮して加減を行なった額とし、基準財政収入額は、以後の計画上の税収見積り額を基礎として算定した額とすること。

- ③ 繰入金については、最近の実績に基づき、将来においても収入確実と認められる額の範囲内で計上すること。

イ 歳出については、計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な規模を確保した上で、財政の再生に必要な最小限度の額を合理的な基準に基づき計上すること。

- (6) 再生振替特例債を起こす場合には、当該再生振替特例債の各年度ごとの償還額（法第8条第3項第6号関係）

財政再生団体が、再生振替特例債を発行する場合にあつては、当該再生振替特例債を発行する年度からその償還を完了する年度までにおける各年度ごとの償還額及び未償還元金の額を記載すること。

- (7) 各年度ごとの健全化判断比率の見通し（法第8条第3項第7号関係）

各年度ごとの健全化判断比率は、財政再生計画に定められた行財政上の措置を受けて算定されるものであることから、当該措置と健全化判断比率との関係について、適宜簡潔な説明を加えることが望ましいこと。

- (8) その他財政の再生に必要な事項（法第8条第3項第8号関係）

健全化判断比率の改善に与える効果自体を直ちに測ることは困難ではあるものの、財政の再生に資する次のような取組について記載するものであること。

- ① 人員の再配置による事務処理の効率化
- ② 事務処理規程の見直しによる事務処理の迅速化
- ③ 事務の広域化

第四 財政再生計画の変更

- 1 財政再生計画の変更に係る手続（法第9条・第10条関係）

- (1) 財政再生計画を変更する場合は、議会の議決を経て定める必要があること。
- (2) 財政再生計画を変更した場合には、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）報告し

なければならないこと。

当該公表は、住民自治による財政の健全化を推進する上で必要なものであり、当該財政再生団体が取り組もうとする財政の再生の基本方針や具体的な方策について、分かりやすく公表するよう努めること。

ただし、以下に該当する軽微な変更の場合には、計画変更の公表及び総務大臣への報告は不要であること。

- ① 行政区画、郡、区、市町村若しくは特別区内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項若しくは第 4 条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ② ①に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

- (3) 法第 10 条第 3 項に規定する総務大臣の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。

ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。

なお、法第 10 条第 6 項に規定する変更同意に係る総務大臣に対する協議に当たっては、当該財政再生団体の議会の議決を経る必要はないこと。

2 財政再生計画の変更の理由

財政再生計画を変更する必要があると認められる場合としては、大規模な災害の発生等計画の策定時に予想することが困難であった事情が発生し、従前の財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合に限られるものであること。

なお、計画期間を延長するような計画変更は、原則として行うべきではないこと。

第五 財政の再生の完了

1 財政の再生の完了報告等（法第 27 条関係）

財政再生計画による財政の再生が完了した地方公共団体の長は、財政再生計画による財政の再生が完了した年度の翌年度の 9 月 30 日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況及び財政の再生が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類（以下「財政再生計画完了

報告書」という。)を添えて、財政の再生が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政再生計画完了報告書を公表するとともに、総務大臣に(市町村及び特別区の長にあっては、都道府県知事を経由して総務大臣に)当該財政再生計画完了報告書を添えて、財政の再生が完了した旨を報告しなければならないこと。

2 財政の再生が完了した後の財政の運営の方針

- (1) 財政の再生が完了した後も、一般会計等以外の特別会計において実質赤字額又は資金の不足額がある場合には、可能な限り早期に当該実質赤字額及び資金の不足額を解消するよう努めるべきであること。
- (2) 財政再生計画に基づき実施していた行財政上の措置を計画の完了に伴い中止した場合等において、健全化判断比率が再び悪化することのないよう注意すること。

第六 個別外部監査契約に基づく監査(法第26条関係)

- (1) 財政再生計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、個別外部監査契約に基づく監査を要求しなければならないこと。
- (2) 具体的な事務手続は次のとおりであり、年度内に財政再生計画を策定する必要があることから、速やかに事務処理を行うこと。
 - ① 長が監査委員に対し、地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査を行い、かつ、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを要求
 - ② 監査委員がそれについて意見を長に通知(地方自治法第252条の41第3項)
 - ③ その意見とともに、長は個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会に付議(地方自治法第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第4項)
 - ④ ③の議会の議決を経た場合には、長は監査委員の意見を聴いて個別外部監査契約を議会の議決を経て締結(地方自治法第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第5項及び第6項)
なお、③と④の議会の議決は同じ議会で処理することとしても差し支えないこと。
- (3) 当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行については、当該地方公共団体の長が選定することとなるが、個別外部監査の結果

が実効性のある財政再生計画の策定に資するよう、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果等を踏まえ、適切なテーマを選定すること。